

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、激しく変化する経営環境下において、コンプライアンスを重視した透明性の高い迅速な意思決定を行うとともに、弾力的に対応できる組織体制を構築し、ステークホルダーから信頼される企業グループを目指しコーポレートガバナンスの向上に継続的に取り組み、当社グループに関わる全てのステークホルダーに対し企業価値の最大化に努めてまいります。

また、企業統治の体制として監査役会設置会社を採用し、より公正な監査を実施できる体制とするともに、「意思決定機能」と「業務遂行機能」を分離し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1 - 4: 政策保有株式>

当社は、政策保有株式については、原則として保有しない方針であります。

有価証券報告書に記載のとおり、現在政策保有目的の株式は保有しておりません。

なお、同業他社の情報を得るため等の目的で保有している上場株式に係る議決権の行使にあたっては、提案されている議案について、当社グループおよび当該発行会社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かを総合的に勘案した上で、賛否を判断し議決権を行使するものとしております。

<原則1 - 7: 関連当事者間の取引>

当社グループは、取締役による競業取引及び利益相反取引について、取締役会規程により取締役会の決議事項としております。また、関連当事者との間で取引を行う場合、会社法等の関係法令及び取締役会規程等の社内規則に従い、必要に応じて取締役会の承認を経るものとしております。取締役会の承認にあたっては、一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性及び経済合理性について確認するものとしております。

<原則2 - 6: 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

企業年金の積立金を運用しておりません。

<原則3 - 1: 情報開示の充実>

法令に基づく開示のほか、経営計画、経営戦略及び経営課題等、株主等をはじめとするステークホルダーにとって重要とされる情報について、適切に開示しております。

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは「お客様の豊かな社会生活と健康な暮らしを提供します」との企業理念のもと、「ドラッグ&調剤」、「カウンセリング営業」、「深夜営業」、「介護」を中心としたビジネスモデルを推進し、専門性を高めるとともに、お客様の利便性及び快適性を追求してまいります。経営計画につきましては、3ヶ年の中期経営計画を掲げ決算説明会等で公表しております。資料につきましては当社WEBサイト(<http://www.welcia.co.jp/ja/ir/library/presentation.html>)に掲載しております。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は前述に記載の通りです。基本方針については「ウエルシアグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社WEBサイト(<http://www.welcia.co.jp/ja/company/governance.html>)に掲載しております。

() 取締役会による経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬金額は、株主総会で決議された額の範囲内で、代表取締役の諮問機関である役員報酬諮問会議で検討のうえ、同会議の答申を参考に代表取締役が取締役会に付議し、取締役会の決議により決定しております。また、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、一定割合を業績に連動する報酬とすることを原則としております。監査役の報酬金額は、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役会の協議により決定しております。

() 取締役会による経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役及び監査役の選任基準は、次のとおり定めております。

人望・品格に優れた高い倫理観を有し、遵法精神に富んでいること。

経営に参画しうる資質、経験、実務実績を有すること。

極めて高度な専門知識、技術、技能を有すること。

幅広い知識と広い視野及び高い見識を有すること。

経営計画達成のため長期的視野に立ち役職員を指導育成するとともに、前例や慣習にとらわれることなく業務や組織風土を変革できること。

取締役候補者の選任手続は、代表取締役の諮問機関である役員選解任諮問会議において、選任基準に基づき、知識・経験・能力等を総合的に勘案し検討の上、同会議の答申を参考に代表取締役が取締役候補者を取締役会に付議し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役候補者の選任手続は、監査役会の構成を考慮し、選任基準に基づき検討し、代表取締役が監査役会の同意を得た上で行ってまいります。取締役会に対する経営陣幹部候補者(CEO・COO・CFO)を選任する提案や、その機能を十分発揮していないと認められる場合に解任する提案は、客観性・適時性・透明性ある手続き踏まえるため、役員選解任諮問会議がとりまとめ代表取締役に答申いたします。なお、解任については、同会議議長が答申内容を取締役に報告し、取締役会で審議を行うこととしております。

() 取締役会が()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

個々の取締役・監査役候補者の略歴及び選任理由について、株主総会参考書類に記載しております。

< 補充原則4 - 1 - 1: 取締役会の役割・責務、委任の範囲 >

取締役会は、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。また、当社は取締役会規程において取締役に付議すべき事項を定め、当該事項に関しては取締役会において審議および決議を行っております。その他の事項については執行役員に委任し、執行役員は職務権限規程に定められた決裁権限に基づき、業務を行っております。

< 原則4 - 9: 独立性基準と独立社外取締役の選任手続 >

当社は、会社法に定める社外役員の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を参考に、独立性判断基準を定めており、有価証券報告書に記載しております。また、取締役会に対する取締役の候補者の提案は、代表取締役の諮問機関である役員候補者選任諮問会議において、選任基準に基づき、知識・経験・能力等を総合的に勘案し検討の上、同会議の答申を参考に代表取締役が取締役会に付議し、取締役会の決議により決定しております。

< 補充原則4 - 11 - 1: 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方 >

取締役会は、当社グループの事業活動について迅速かつ果敢な意思決定を行い、意見の多様性を確保する為、取締役会全体として販売、商品、調剤・介護、経営企画、財務・会計、人事・労務等について専門能力・知見を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダーや地域社会の視点から成長戦略やコーポレートガバナンスの確保について積極的に意見を述べる事ができる高い独立性を有する複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本としております。また、取扱商品および顧客層から女性の価値観および発想が特に重要であることから女性の取締役の選任に努めるものとしております。

< 補充原則4 - 11 - 2: 取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況 >

社外取締役及び社外監査役の他の上場会社との兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じ、開示しております。

< 補充原則4 - 11 - 3: 取締役会の実効性についての分析・評価及びその結果の概要 >

取締役会の実効性について、取締役および監査役に対し、アンケートを実施し、分析および評価を行った結果、社外取締役および社外監査役に対する支援体制が取られており、取締役会全体として、その規模、構成及び運営状況等において業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督するための体制が構築されており、意思決定の有効性及び実効性が担保されていることを確認いたしました。なお、今後とも経営理念の実現および中長期視点での経営課題および方向性についての議論をより一層深めるよう、当社グループの事業活動について迅速かつ果敢な意思決定を行う体制の構築に努めてまいります。

< 補充原則4 - 14 - 2: 取締役・監査役に対するトレーニングの方針 >

社外取締役及び社外監査役に対しては、就任時に当社の事業、財務、組織等につき説明を行い、社内出身の取締役及び監査役に対しては、就任前に必要に応じ研修を行っております。また就任後においても必要に応じて継続的に研修等を実施するものとしております。また、常勤監査役については、日本監査役協会に所属し、同協会の開催する諸研修等への参加に努めるものとしております。

< 原則5 - 1: 取締役会による株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針 >

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲及び方法で株主及び投資家等との間で建設的な対話を行うこととしております。

株主及び投資家等との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針については次のとおりであります。

- (1) 株主及び投資家等との対話に関する責任者としてIR担当取締役を指名し、社内及びグループ各社と連携して対応する。また対話の状況についてはIR担当取締役より適時、取締役会、執行役員及び関連部門に報告するものとする。
- (2) 株主及び投資家等との対話の一環として定期的に投資家説明会の開催等を実施する。
- (3) 重要な会社情報を適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るための内部情報管理及び内部者取引防止規程を定め、周知徹底する。
- (4) 株主及び投資家等への公平性を確保するため、各四半期の決算日から決算発表日までの期間中は、業績の見通し等に関するコメントを発信しない。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	52,970,450	50.55
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	2,535,420	2.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,166,800	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,085,700	1.99
株式会社ツルハ	1,676,296	1.60
ウエルシアホールディングス従業員持株会	1,641,438	1.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	1,325,914	1.27
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,295,976	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,022,000	0.98
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	967,146	0.92

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	イオン株式会社（上場:東京）（コード）8267
--------	-------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引については、会社法等の関係法令及び取締役会規程等の社内規則に従い、必要に応じて取締役会の承認を得るものとしております。取締役会の承認にあたっては一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性及び経済合理性について確認のうえ決定を行い、少数株主に不利益を与えることがないように、適切に対応していく方針であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、イオン株式会社の連結子会社であります。自らの経営方針に基づいた事業運営を行っており、イオン株式会社による事業上の制約は特になく、上場会社として親会社からの独立性は十分に確保されていると考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
成田 由加里	公認会計士											
中井 智子	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

成田 由加里	○	成田由加里公認会計士事務所代表 東北大学大学院経済学研究科教授 株式会社サイバー・ソリューションズ社外取締役 朝日仙台税理士法人	・大学教授としての幅広い知識と経験並びに公認会計士、税理士としての専門知識及び見識に加え、女性としての視点から、当社の経営判断に対して有用な意見を期待するものです。 ・同氏が社外取締役を務める株式会社サイバー・ソリューションズと当社とは取引関係はありません。 ・同氏は、次のとおりの選任基準を満たしていると判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出をしております。 ・当社は、会社法に定める社外役員の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を参考に、当社の独立性判断基準を定め、独立役員である社外取締役を選任しております。取締役の選任手続きは、代表取締役の諮問機関である「役員選解任諮問会議」において、選任基準に基づき、知識・経験・能力等を総合的に勘案し検討のうえ、同会議の答申を参考に代表取締役が取締役会に付議し、取締役会の決議により決定しております。
中井 智子	○	経営法曹会議会員 中町誠法律事務所パートナー 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師	・弁護士としての法曹界での専門知識及び見識に加え、女性として視点から当社の企業価値向上のための有用な意見を期待するものです。 ・同氏は、次のとおりの選任基準を満たしていると判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出をしております。 ・当社は、会社法に定める社外役員の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を参考に、当社の独立性判断基準を定め、独立役員である社外取締役を選任しております。取締役の選任手続きは、代表取締役の諮問機関である「役員選解任諮問会議」において、選任基準に基づき、知識・経験・能力等を総合的に勘案し検討のうえ、同会議の答申を参考に代表取締役が取締役会に付議し、取締役会の決議により決定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	役員候補者選任諮問会議	4	0	1	1	2	0	社外有識者
報酬委員会に相当 する任意の委員会	役員報酬諮問会議	4	0	1	1	2	0	社外有識者

補足説明 更新

・「役員選解任諮問会議」は年2回開催、「役員報酬諮問会議」は3月と4月の年2回開催することを基本とし、それぞれ事務局を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は、監査法人から会計監査の実施状況の報告を受けるほか、会計監査人との意見交換を行うなど積極的な交流を図っております。また、監査役は内部監査室と定期的に会合を持ち、監査の体制、計画、実施状況及びその結果について、確認、報告及び意見交換を行う等連携をとっております。

・当社は、監査役会制度を採用し監査役4名(うち社外監査役3名)体制をとっております。取締役会や重要な会議に出席し、意見を述べ、取締役の業務執行状況の監督を行い、監査役及び監査役会による監査を軸に経営監視体制を整備するとともに、内部監査室とも連携しコンプライアンスの維持に注力しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加々美 博久	弁護士													
杉山 敦子	公認会計士													
市川 康生	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加々美 博久	○	加々美法律事務所所長 日東工器株式会社社外監査役 株式会社ビー・エム・エル社外監査役	・裁判官及び弁護士としての専門知識に加え、長年に亘る司法活動を通じて、当社の監査ならびに経営全般に関する有用な意見を期待するものです。 ・同氏は、次のとおりの選任基準を満たしていると判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出をしております。 ・当社は、会社法に定める社外役員の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を参考に、当社の独立性判断基準を定め、独立役員を選任しております。監査役候補者の提案は、監査役会の構成を考慮し、選任基準に基づき検討し、代表取締役が監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議し決議しております。

杉山 敦子	○	公認会計士杉山昌明事務所副所長 杉山昌明税理士事務所副所長	・公認会計士および税理士としての専門知識および見識を有しており、独立的な立場から業務執行の監督を行うとともに、当社の女性の活躍促進を含むダイバーシティの推進に有用な意見を頂くことにより、取締役会の機能強化が期待されるため。 ・同氏は、次のとおりの選任基準を満たしていると判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出をしております。 ・当社は、会社法に定める社外役員の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を参考に、当社の独立性判断基準を定め、独立役員を選任しております。監査役候補者の提案は、監査役会の構成を考慮し、選任基準に基づき検討し、代表取締役が監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議し決議しております。
市川 康生	○	———	・長年に亘る金融機関での多様な経験及び専門知識に加え、不動産および建設業界における実務経験と経営に関する高い見識を有しており、その幅広い知見を活かし独立した立場から業務執行の監督を行うことにより当社の取締役会の機能強化が期待されるため。 ・同氏は、次のとおりの選任基準を満たしていると判断し、独立役員として東京証券取引所に届け出をしております。 ・当社は、会社法に定める社外役員の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を参考に、当社の独立性判断基準を定め、独立役員を選任しております。 ・監査役候補者の提案は、監査役会の構成を考慮し、選任基準に基づき検討し、代表取締役が監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議し決議しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

・社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことに加え、取締役会が定めた社外役員の独立性判断基準の要件を満たし、多様なステークホルダーや地域社会の視点から成長戦略やコーポレートガバナンスの確保について積極的な役割を期待されるものを選任することとしております。

・社外取締役及び社外監査役の連携強化、情報共有及び社外役員の独立性の担保に資するため、「社外役員連絡会」を設置しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

・2017年2月期から、取締役（社外取締役および国内非居住者を除く）の当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度という。」を導入しています。本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しています。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様の役員に対するインセンティブ・プランです。対象取締役が当社および全ての当社子会社の取締役を退任した後に、BIP信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を業績目標の達成度等に応じて、交付および給付（以下「交付等」といいます。）します。

本制度による役員報酬は、役位に応じて毎事業年度に一定のポイント数を付与する「固定部分」と、毎事業年度の業績および中期経営計画で掲げる業績目標の達成度に応じてポイント数を付与する「業績連動部分」から構成されます。「固定部分」は、当社株主との利害の共有化を目的とし、「業績連動部分」は、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高める取締役のインセンティブとします。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
有価証券報告書及び事業報告書において、取締役の年間報酬総額を記載しており、社外取締役の年間報酬総額を別記しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

・取締役の報酬金額は、株主総会で決議された額の範囲内で、代表取締役の諮問機関である役員報酬諮問会議で検討の上、同会議の答申を参考に代表取締役が取締役会に付議し、取締役会の決議により決定することにしております。また、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、一定割合を業績に連動する報酬とすることを原則としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・社外取締役については、業務部が窓口となり、各種連絡・情報提供を行っております。
- ・社外監査役については、常勤監査役が窓口となり、各種連絡・情報提供を行っております。
- ・また社外取締役及び社外監査役の連携強化、情報共有及び社外役員の独立性の担保に資するため、社外役員連絡会を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

< 業務執行の体制について >

・当社は社外取締役及び社外監査役の参加による月1回の定時取締役会を開催し、経営に関する意思決定を行い、重要案件が生じた場合は、その都度臨時取締役会を開催しております。また、監査役会を月1回開催し、経営のチェック機能を果たしております。また、「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」を分離し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図るために、執行役員制度を導入しております。

< 監査・監督 >

・監査の状況として、監査機関として社外監査役3名を含む4名の監査役による監査役会を基本として、内部監査室を設置し、コンプライアンスの強化と会社情報等への信頼性を確保する体制としております。会計監査人は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

< 監査役の機能強化に向けた取組 >

・社内の経営陣から独立した社外監査役3名を含む4名の監査役は、原則月1回開催される監査役会による意見交換と、取締役会に参加するとともに、代表取締役との定期的な意見交換も行っております。また、常勤監査役は、主要なグループ子会社の経営会議にも参加し社外監査役に共有し意見交換を行っております。

別途、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループの数及び規模等を総合的に勘案し、現状の諸施策を遂行することで、ガバナンス体制の向上が経営の最優先課題の1つとして、継続的に取組むことが最適であると現状では考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年は株主総会開催日の18日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社が運営するサイトにて、電磁的方法による議決権行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年5月24日開催の、第8回定時株主総会より株式会社インベスター・コミュニケーション・ジャパンが運営する議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	現在、していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	法令に基づく開示のほか、経営計画、経営戦略及び経営課題等、株主等をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報について適切に開示するとともに、株主及び投資家等との建設的な対話に資するための情報の発信に努める。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を開催しております。 2018年10月から2019年1月にかけて、8会場において開催しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向けに、決算及び四半期決算説明会を定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	・決算短信、四半期報告書及び有価証券報告書を掲載。 ・機関投資家向け決算及び四半期決算説明会資料(日本語及び英語版)を掲載 ・決算補足資料を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	・IR・広報部を設置 ・IR・広報部担当役員が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・長期的な企業価値の向上のために、株主のみならず従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を尊重します。 ・社会及び環境問題等の持続可能性を巡る課題について、積極的かつ能動的に取り組めます。 ・女性の活躍促進を含むダイバーシティを推進し、多様性を強みとする企業風土を醸成します。 ・当社及び当社グループ役職員による法令等の違反を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を整備すると同時に、社内から独立した通報窓口を設置し、これらを適切に運用しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・CSR活動をホームページに掲載しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令に基づく開示のほか、経営計画、経営戦略及び経営課題等、株主等をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報について適切に開示するとともに、株主及び投資家等との建設的な対話に資するための情報の発信に努めます。
その他	・毎年、個人投資家向け会社説明会を開催。 ・定期的に、機関投資家を訪問。 ・年1回、店舗見学会を実施。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社並びに当社グループ各社は、2015年4月21日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。この方針に基づき、業務の適法性・有効性の確保並びにリスク管理に努め、関連法規の遵守を図ってまいります。

基本方針

1. 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは株主・取引先・地域社会・従業員等の各パートナーに対する企業価値の向上を経営の基本方針とし、それを実現するため、当社及び当社子会社の取締役、使用人が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実を図るものとする。特に、法令・定款の遵守を周知・徹底するため、倫理・コンプライアンス体制の強化に努める。

2. 当社の取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係わる情報・文書の取扱は、文書管理規程に則り、適切に記録・保存・管理の運用を実施する。

(2) 関係会社管理規程に基づき、当社子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧することができるものとする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループのリスク管理体制を確立するためにリスク管理規程により、リスク管理のための基本方針や体制について定め、これに沿ってリスク管理体制を整備・構築する。さらに、当社は、代表取締役社長に直属する部署として、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査を実施する。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社及び当社子会社は、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。

(2) 当社の取締役会は月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。また当社子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。さらに職務執行の有効性と効率性を確保する観点から、当社および当社グループに係わる重要事項については当社の経営会議の審議を経た後に、当社の取締役会で決定するものとする。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に則り管理する。また、当社子会社の業務状況については、各社より、定期的に取締役会に出席・報告させる体制を整備している。

内部監査室は、内部監査規程に基づき当社グループ各社の内部監査の状況を評価し、必要に応じ直接内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置する。

7. 上記の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) 当該使用人の選任、解任、異動等には監査役会の同意と要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実行性を確保に努める。

(2) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。

8. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法定の報告事項のみでなく、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼすと思われる事実を知った場合には、速やかに当社の監査役に報告しなければならない。また、監査役は取締役会他の重要な会議に出席し、重要情報につき適宜報告を受けて、業務執行状況を把握する。

9. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。また内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役及び取締役からの個別ヒアリングの機会を6ヶ月に1回程度設ける。また、社外監査役の独立性を高め、意見形成の質を高めるため、社外監査役のうち1名は弁護士を選任する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との関係を一切持たず、これらの圧力に対しても毅然とした態度で臨み、断固として対決し、その圧力を排除することに努めます。企業理念に基づき、社会的良識をもって行動するための指針としてグループ共有の「ウエルシアグループ行動指針」を定めております。



ホールディングス株式会社 組織図

在

